

社会保 障 法 判 例

常 森 裕 介

障害者福祉サービスの利用において、施設側からの利用契約解除が認められなかった例

大阪地方裁判所堺支部平成26年5月8日判決（平24（ワ）1468号，損害賠償等請求事件）判時2231号68頁

I 事案の概要

知的障害及び四肢機能障害（二級）を有するX（原告）は、指定障害者支援施設（以下、本件施設）を運営する社会福祉法人Y（被告）との間で、障害者短期入所サービス利用契約を締結していたが（以下、本件契約）、Yから契約を解除された（以下、本件契約解除）。Xは、本件契約解除が無効であるとして、Yに対し、利用者たる地位にあることの確認と、債務不履行又は不法行為に基づき、損害賠償を求めるとともに、施設内で暴行を受けたことにつき、Yに安全配慮義務違反があったとして、債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償を求めた。

本件契約解除に至る経緯は次のとおりである。Xは平成12年ころから本件施設の利用を開始し、平成14年10月ころから毎日利用するようになり、平成17年ころ、Yと本件契約を締結し、それ以後1年ごとに契約を更新してきた。平成24年4月27日、Xは、他の利用者であるBから、胸部を蹴られ、壁で後頭部を強打し、傷害を負った（以下、本件事故）。本件事故の後、同年4月29日、Xの今後の利用について、本件施設で会議が行われ、Yは、人員配置や他の利用者への影響を考慮し、Xの受け入れを土曜、日曜に限定する方針を決めた。同年5

月1日、Yは市役所にこの方針を伝え、同月5日、Xの両親に電話で上記方針を伝えた後、Xの両親とY側の間で話し合いがなされた。Xの両親が利用制限に対し不満を述べたのに対し、Y側が書類をまとめて立ち上がったことに対し、Xの父親が大声で抗議した。また同月7日、8日ないし11日、Xの母親が、利用制限は人権侵害であり、クレーマーと呼ばれ名誉を毀損されたとして、Yの職員を訴えると発言した。Yは同月14日ころ、「Yの施設職員が、X父から、〔1〕上記話し合いの場で恫喝され、〔2〕同日以降、誹謗中傷されたことにより、X父及びXとの間の信頼関係が完全に破壊されたとして」、本件契約内容の契約終了事由である「利用者がYやサービス従業者又は他の利用者に対して本件契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合」に該当するとして、本件契約を解除する旨の意思表示をした。Xは同月23日、サービスを提供するよう求めたが、同年6月1日以降、本件施設を利用できていない。

II 判旨

請求一部認容

1 本件契約解除の有効性

Xの両親が信頼関係を破壊する「重大な背信行為」をおこなったため、契約を解除したとのYの

主張に対し、Yの一方的な判断で利用を制限されたこと、利用制限を既成事実としたうえで交渉に臨み譲歩の余地をみせず交渉を打ち切ろうとしたこと等を考慮すると、「従前の経緯や当日のYの対応に照らすならば、X父が（略）不穏な言動に及んだとしても、真にやむを得ないとみるべき側面があり、これを重大な背信行為であると評価するにはなお十分でないというべきである」。母親の行動も一方的な交渉打ち切りに対する心情の吐露であり、交渉を有利に運ぼうとする意図は見出せず、「X母の上記発言も、重大な背信行為であると評価するにはなお十分でない」。「本件契約の解除事由がないから、解除の効力を認めることはできない。したがって、Xは、本件契約上の利用者たる地位を有する」。

2 本件契約の期間満了による終了

平成24年2月1日に更新された本件契約の契約期間は1年と認められ「Yは、本件訴訟において、本件契約は期間満了により終了したと主張しているから、平成25年2月以降、本件契約の更新を拒絶したとみることもできる。しかし、本件契約は、指定障害者支援施設とその施設を利用する障害者との間の契約である。Y側から一方的にその施設において福祉サービスの利用を受けることができなくさせるような更新拒絶を安易に認めるのは相当ではない。Yが本件契約の更新を拒絶するためには、更新を拒絶する正当な理由が必要であると解すべきである（略）。本件では、Xの両親に重大な背信行為があったというYの主張が採用できないのは、前記説示のとおりであり、全証拠によっても、Yには、本件契約の更新を拒絶し得るような正当な理由は見当たらない」。本件契約は平成25年2月以降も黙示的に更新されており、終了していない。

3 本件事故における安全配慮義務違反

本件事故の加害者であるBは事故当時、暴力的行為に及ぶ兆候を示しておらず「本件事故は、まさに突発的で予測することができない事故であったというべきである。このような状況の下では、

Yの施設職員としては、Bがトイレに行くものと考えたとしても無理からぬところがある。すなわち、本件事故を予見することは困難であり、Bの動静を注視していたとしても、本件事故を避けることができなかったといえることができる。したがって、Yに安全配慮義務違反を認めることはできない」。(Bに付き添うべきであったとの主張に対し、施設の人員配置の状況、暴力的行為に及ぶ可能性のある複数の利用者の存在、Xを支援室の前に座らせるといったXの安全を確保するための配慮を挙げたうえで) Yに過剰な負担を課すことは「Yのような規模や人員の障害者施設における障害者支援の実態に沿わず相当ではない」。また突発的な事故やあらゆる場面を想定することをYに要求できるかという点につき「Yは、非営利の社会福祉法人であって、そのような対応を課さなければならないとなると施設の運営上、経営上、不可能を強いることになる」。「以上によれば、Yには、本件事故につき、Xが主張するような安全配慮義務違反を認めることはできない」。

4 損害

契約解除により「それまで築き上げた利用者や支援員との人間関係を断ち切られた」ことやその他の事情から、利用拒否にたいする慰謝料20万円と、交通費等及び弁護士費用を損害として認定した。

Ⅲ 検討

判旨に一部疑問

本判決の意義は、障害者福祉サービスにおける事業者からの契約解除が、一定の制約を受けることを明らかにした点にある。障害者福祉サービスで契約解除の効力が争われた裁判例は少なく¹⁾、本件はその点で事例としての意義を有する。また期間満了による本件契約の終了を否定する際、福祉サービス契約の特性に言及し、指定基準を参照したうえで、正当な理由がないとの結論を導いた判示部分も、本判決の特徴といえる。以下では、契約解除の効力を認めなかった点、Yの安全配慮

義務違反を否定した点に賛成する一方で、期間満了による終了については認める余地があったという立場から検討をすすめる。

1 福祉サービス契約の特性

障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）のもとで障害者福祉サービスを受ける場合、利用者は市町村から支給決定を受けた後、指定を受けた事業者や施設と利用契約を締結する²⁾。障害者福祉サービスを含め福祉サービスに関わる契約は、利用者と事業者の契約であるものの、契約の自由の原則は、福祉サービスの特性を考慮し修正される³⁾。福祉サービスの特性として、生命・身体に関わることや、「特段の事情がない限り契約の継続性が求められ、場合によっては一生涯にわたるサービスの提供が期待される」ことが挙げられる⁴⁾。例えば、本件で問題となった施設側からの契約解除については、責任放棄にあたるようなケースも想定され、慎重な配慮が必要となる⁵⁾。具体的には、信頼関係が破壊されなければ契約解除が認められないだけでなく、より厳格な理由が求められるとする見解もある⁶⁾。

これら障害者福祉サービス契約を含む社会福祉サービス契約の捉え方は、本件にも当てはまる。すなわち契約原理が修正され障害者福祉サービスであることへの配慮が必要とされるならば、本件においても、契約期間途中の解除については強く制限され、解除が認められる場合であっても様々な配慮が求められることになる。ただし福祉サービス契約が施設側に特別な配慮を求める点で他の契約と異なるとしても、福祉サービス契約であることがどの程度個別の契約の解釈に影響するかは、期間の定めの有無を含め、契約の形式や具体的な内容にそって、個別の事例ごとに検討する必要がある。

2 本件契約解除の有効性

Yは「Xの両親が、Yとの間の信頼関係を破壊する『重大な背信行為』をした」とし、本件契約の契約終了事由である「本件契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合」に該当するた

め本件契約を解除できると主張した。これに対し本判決は、X父およびX母の行為は、その経緯や態様から、いずれも重大な背信行為と評価するには十分でないと結論づけた。

本件の事実関係をふまえると、契約解除を認めないという本判決の結論は妥当だと考える。期間途中の解除は、形式的に解除事由に該当するとしても、サービスの継続性という観点から、後述する期間満了による終了に比して、厳格に判断されるべきであろう。ただし本判決の検討には十分とはいえない部分もある。本判決は本件解除が有効か否かという判断を、Yの主張に応え、本件契約の文言に沿う形で「信頼関係を破壊する『重大な背信行為』」があったかという点を中心に行っている。しかし本件契約の文言を読むと「重大な背信行為」を問われるのは「利用者」すなわちXであり、X父は「保護者または代理人」として対象になりうるか検討の余地はあるものの、いずれにも該当しないX母は「重大な背信行為」の有無を問われる対象とはいえないと考えることもできる。

障害者福祉サービスの利用、特に契約の締結や苦情の申立てにおいて、利用者本人の能力に限界があることを考慮すると、家族が実質的に果たす役割は大きい。そのため本判決のように、具体的な事例判断にあたって、利用者の家族の行為を利用者側の行為として捉えることにも一定の妥当性はある。

他方、このような捉え方に疑問を呈するむきもある⁷⁾。本件においてもX側はX父は「利用者」に含まれない旨の主張をしている。本判決は「重大な背信行為」はなかったとの結論を導いたため、本件では「利用者」の定義について判断する必要はなかったと思われる。しかしXが成人であり、成年後見が開始されX父が後見人となったのが本件契約解除以降であることを考えると、X父及びX母の行為を利用者たるXと一体のものとする捉え方には限界があり、特にX母の行為をX父の行為と同じく検討対象とした本判決には、契約の解釈という点で疑問が残る。

3 本件契約の期間満了による終了

Y側が期間満了による本件契約の終了を主張したのに対し、本判決は「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令172号、以下、指定基準)を参照し、本件契約が指定障害者支援施設と障害者との間の契約であることを確認したうえで、利用者が利用できなくなるような「更新拒絶を安易に認めるのは相当ではない」とし、更新拒絶には「正当な理由が必要」との枠組みを示した。そのうえで、契約解除の可否について判断した際に述べた、X父およびX母の行為は重大な背信行為ではなかったとする自らの結論を確認し、更新拒絶についても、これを認める正当な理由はないとした。

指定基準は「指定障害者支援施設等は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない」(9条)と規定する。本判決は期間満了による終了の可否を判断する基準として、上記指定基準を参照し「正当な理由」が必要であると述べるが、安易な更新拒絶を認めるべきではないとの判示部分は、指定基準だけでなく福祉サービス契約あるいは障害者福祉サービス契約が有する特性を根拠としていると読むこともできる。本判決の判示を、指定障害者支援施設と障害者の間の福祉サービス契約であるがゆえに、他の契約と異なり、安易な更新拒絶を認めることはできない、と読むのであれば、短い判示部分ではあるが、本判決の特徴的な部分として、更に検討する必要がある。

(1) 「安易」な更新拒絶に対する制約

当該判示部分について、指定障害者支援施設と障害者との契約であるがゆえに、施設側からの安易な拒絶を認めるべきではない、との趣旨を読み取るとすれば、福祉サービス契約一般に拡張できるかはともかく、障害者が一方の当事者となる障害者福祉サービスにおいては、施設側からの更新拒絶に制約を課す特別な理由が存在することになる。

まず契約の更新拒絶にどのような効果を与える

のか確認する必要がある。Yは、本件契約解除をX側に伝えた後、平成24年2月以降Xと新たな契約を締結していない。本判決は、この事実をもってYが更新を拒絶したとみなしている。本件契約が期間の定めのある契約だということをふまえると、Yの一連の行為を事実行為にすぎないと捉えることもでき、その場合には更新拒絶の効力を争う本判決とはそもそも前提を異にすることになる⁸⁾。

しかし本判決はYの行為を法的効果を伴うものと捉え、その効力を判断している。本判決のように、Xが継続的なサービスの提供を求めているにもかかわらずYが新たな契約を締結しないことを、法的効果を伴う更新拒絶とみるのであれば、Yによる更新拒絶の効力が問題となる。さらに本件契約における更新が、契約内容を確認し、長期にわたってサービス提供を継続することを前提とした形式的な手続だと考えれば、更新拒絶に対する制約が肯定されることになる。

本件では、Yの上記一連の行為が事実行為か法律行為かという問題は論点にはなりうるものの、前述のとおり福祉サービス契約が長期間にわたる継続を前提とするものであることをふまえると、本件においては、Yの行為を、法的効果を伴う更新拒絶と考え、Xに更新に対する一定の期待があったことを前提に、Yの更新拒絶の限界について検討すべきであろう。

ではYの行為が法的効果を伴う更新拒絶だと考えたとき、障害者福祉サービスであることを理由に、どこまで更新拒絶が制約されるのか。本件契約は、形式上短期契約であるものの、実際には長期間サービスが提供されていた。このような福祉サービスの特性に配慮するとしても、本件契約が有期契約であることは考慮要素になりうる。

加えてサービスが継続的に提供されている場合でも、契約内容やサービス提供をめぐる環境が変化することも考慮しなければならぬ。後述するように、Yが本件契約解除および期間満了による終了を主張する背景には、本件契約の内容についての大きな変更、具体的には通所日数の削減をめぐって、X側とYが折り合わなかったという事実

が認められる。このように契約内容を変更する場合、長期間サービスを提供していたとしても、当事者のいずれか一方が更新に同意しない場合もある。すなわち長期的かつ継続的な契約であっても、同じ契約内容が常に維持されるわけではなく⁹⁾、変更が予定されており、変更内容に同意できない場合には、更新がなされないこともありうる。

本件契約は、長期的かつ継続的な契約であると同時に、形式的には一年間の期間を定めた契約であり、XYともにそのことを認識していた。だとすれば本件契約も期間の定めのある契約の一つであることを考慮し、福祉サービスの継続性を考慮した場合であっても、期間満了による終了については期間途中の解除よりも広い範囲で契約終了を認めることが妥当だと考える。

(2) 「正当な理由」と指定基準の効力

本判決は指定基準を参照し「Yが本件契約の更新を拒絶するためには、更新を拒絶する正当な理由が必要であると解すべき」とし、本件においてそのような理由は見当たらないとした。この判示につき、指定基準は本件契約にとってどのような効力をもつのか、また本件契約の更新に対し効力を有するとして、本件において「正当な理由」は存在するのかといった点を検討する必要がある。

前記指定基準を含む運営基準は、指定を受けるための要件であり、また指定後基準に沿った運営が義務付けられ、行政が施設に対し監督権限を行使する根拠となる¹⁰⁾。行政が定める運営基準は、消費者保護等の機能を有し、福祉サービスの契約内容を形成するうえで大きな役割を果たす一方、その法的性格は不明確で、民事紛争に援用しうるかについては議論の余地がある¹¹⁾。すなわち運営基準は「行政の監督権限の根拠を提供する」とどまり、基準自体に依拠して民事紛争における請求を行うことは困難であり、「契約条項の合理的解釈にあたって参照される」ものと位置づけられる¹²⁾。本判決は指定基準のみを根拠とするのではなく、参照するとどめ、前述した障害者福祉サービス契約の特性と併せ、Yからの更新拒絶を

制約する根拠としている。ただし本件契約が障害者福祉サービス契約であるからといって直ちに更新拒絶が許されないとは考えられず、指定基準もあくまで間接的な効力を有するにとどまり¹³⁾、「正当な理由」の内容も解釈に委ねられる部分を残す¹⁴⁾。本件において「正当な理由」の有無を判断する中心的要素はX父およびX母の言動とYの対応である。本判決は本件契約解除に関する判示において、X父およびX母の言動が重大な背信行為ではなかったため、「正当な理由」はないとしているが、これは契約期間途中の解除と更新拒絶を、充分区別していない点で疑問がある。また「正当な理由」の判断にあたっては、X父およびX母の言動だけでなく、背景にある本件事故への対応、すなわち利用制限を含めたYの提案を総合的に評価する必要がある。

(3) 本件事故への対応と期間満了による終了

Yによる契約解除及び期間満了による契約終了の主張は、それに先立つX父およびX母との交渉決裂を主たる原因とする。本判決は、特に本件契約解除に関する判断で、Y側の態度、X父およびX母による非難の態様を「重大な背信行為」にあたるかといった観点から検討している。しかし、本判決は一連のやり取りがサービス内容の変更をめぐるものであることをそれほど考慮していないように思われる。すなわちX側とYは本件事故を受けて、Xの利用日を制限するという契約内容の変更について協議していることを考えると、利用制限というY側の主張の妥当性も契約解除の有効性を判断するうえで重要な要素になり得る。

本判決が認定した事実によれば、Yは本件事故を受け、Xの障害の性質から同様の事故が起きる可能性があること、施設の人員体制に限界があることから、Xの安全を確保するという目的で利用日の制限を提案した。この提案自体は一つの方法として合理性のあるものだと考える。本判決はXが本件事故において被害者であることを、利用日の制限がYの一方的な判断であることを指摘し、X父の態度をやむを得ないものと結論付ける要素としているが、他方、本判決は安全配慮義務違反に

関する判示において、Yの経営規模や人員体制から事故防止策にも限界があったことを指摘している¹⁵⁾。そうであれば本件事故の後、Yが何らの安全確保の提案も行わないこと、あるいは安全確保措置を行い、かつ従前どおりの利用を継続することは、困難だったのではないかと推測される。

加えて本判決が批判的に評価するY側の対応についても、否定的に捉えるべきものなのか再検討する余地がある。利用制限を、X側より先に市役所に報告したことが、利用制限を既成事実化しようとした行為と捉えられているが、市役所に対し本件事故の発生とそれに対する対応策を伝えること自体は当然であるし、行政機関に確認をとった後、X側との交渉に臨むつもりだったとも考えられ、市役所への報告をもって、Yが自身の提案を既成事実化していたと評価できるかは疑問がある。そのように考えると、Y側の対応を否定的に評価し、X父およびX母の対応をやむを得ないものとする根拠は、話し合いに費やされた時間の短さとその場での言動等に限られ、Y側の対応にも一定の合理性があったにも関わらずX父やX母が過剰な言動に至ったと評価しうる可能性も残されている。

以上、期間の定めのある契約であること、「正当な理由」の判断にあたっての各事実に対する評価から、本件において期間満了による契約終了を認める余地はあったと考える。

4 本件事故における安全配慮義務違反

本判決は、本件事故におけるYの安全配慮義務違反について、本件事故が突発的で予期できない事故であり予見できなかったこと、Yもそれなりの配慮を行っていたこと、突発的事故への備えを課すことはYにとって運営上不可能であることを挙げ、これを否定した。

本判決が、本件事故における安全配慮義務違反を否定したことは妥当だと考える。まず本件事故が、利用者間の暴力行為であり、加害者となった利用者の特性から、突発性を特徴とすることが認められる。これが安全配慮義務違反の重要な判断要素である予見可能性を否定する要因となった。

また本判決は、Yの人員体制や運営、経営の規模とそれに伴う限界に、一定の配慮を示している。Xが、職員が加害者に付き添うべきだったと主張したことに対し、20人以上の障害者に4人の職員で対応していた当時の体制を前提に、Y側の対応(Xを支援室の前に座らせる)をそれなりの配慮だと認めた。加えて「Yのような規模や人員の障害者施設における障害者支援の実態」から突発的暴力の予防は過剰な負担であるとし、Yが「非営利の社会福祉法人」であることから、あらゆる事故の予防を求めることは、運営上、経営上不可能を強いるものとした。これに対し、同じく知的障害者間の暴力に係る安全配慮義務違反が問われた事例(青森地判平21.12.25判時2074号113頁)では、利用者間の暴力を具体的に予測することは困難であることを認めつつ、知的障害者を支援する社会福祉法人は知識や経験を有しているから「特に加害者のような行動障害を伴う知的障害者が加害行為に及ぶ可能性があることを当然に予測しうる」として、複数の加害行為のうち、被害者が実際に暴力を受けた行為について、安全配慮義務違反を認めた。この事例が、障害者福祉サービスを担う社会福祉法人であることを、専門性を認める根拠としているのに対し、本判決が、Yが非営利の社会福祉法人であることに言及しているのは、施設の安全体制が事実上財政面から制約を受けることを強調するためだと考えられる。本件における安全配慮義務違反の有無は、利用者間の暴力を内容とする突発的な事故であったことが大きな判断要素となっているが、このような事故において、施設側の規模や類型をどの程度考慮すべきかは、事案によって異なるものと思われる¹⁶⁾。加えて、前掲・青森地判平21.12.25は、加害者を退寮させるべきであったとの主張に対し、受け入れる施設がないこと、加害者も支援を必要としていることを挙げ、否定的な見解を示した。Xが、安全配慮の内容として加害者への付き添いを主張した本件とは異なるものの、暴力をふるう可能性のある利用者への対応は、加害者と被害者がいずれも施設利用者として支援を必要とする者である限り、一定の限界を有しているといえる。

5 おわりに

本稿では、本件契約が期間の定めのある契約であることをふまえ、契約期間途中の解除と期間満了による終了を区別したうえで、期間満了による終了を認めなかった本判決に疑問を呈する立場から検討をおこなった。ただし政策あるいは実務のレベルで、障害者に長期的かつ継続的なサービスが提供されるような契約モデルの促進が必要であることは言うまでもない¹⁷⁾。契約に基づいてサービスが提供される場合であっても、福祉サービスの特性を考慮した、利用者と事業者の継続的な関係の構築が望まれる。

注

- 1) 本件と同様障害者福祉サービス契約の解除が問題となった事例（名古屋地判平20.3.26判時2027号57頁）では、市の事業廃止を理由とする契約解除が「天災、災害その他やむを得ない理由」にあたるとして、「福祉主義の観点から」利用者の利益を考慮の必要があるとしつつ、契約解除は有効とした。ただしこの事例は、一律の政策変更が契約解除の要因となったものであり、本件と事案を異にする。他方この判決について、サービス提供者側からの契約解除に対する制約を考えるうえで参考となるとの指摘もある。中野妙子「介護保険法および障害者自立支援法と契約」季刊社会保障研究45巻1号（2009）23頁。
- 2) 加藤智章＝菊池馨実＝倉田聡＝前田雅子『社会保障法』（有斐閣、第6版、2015）277、333頁。
- 3) 前掲注1）・中野（2009）17頁。福祉サービスを民法上の契約類型に沿ってどのように整理するかにつき、準委任契約に基づくものと考え、「サービス提供者は利用者に対し、介護契約または障害福祉契約による委任の本旨に従い、善管注意義務をもって、サービスを提供する義務を負うこととなる」との見方もある（同18頁）。
- 4) 菊池馨実「社会保障法の私法化？」法学教室252号（2001）122頁。この他、施設入所の場合生活基盤が提供されていること、利用者の判断能力が不十分であること、相当な公費負担がなされていることが挙げられる（同122頁）。また契約そのものが障害者福祉サービス契約であることだけでなく、契約当事者の一方が障害者である契約については、交渉力の格差などを理由に、契約の自由の原則が制約されると考えられている。上山泰＝菅富美枝「障害と民法」菊池馨実＝中川純＝川島聡編著『障害法』（成文堂、2015）99頁。
- 5) 片桐由喜「社会福祉サービス利用契約をめぐる諸問題」クォーターリー生活福祉研究17巻3号（2008）11、13頁。
- 6) 平田厚「福祉契約に関する実務的諸問題」新井誠＝秋元美世＝本沢巳代子編著『福祉契約と利用者の権利擁護』（日本加除出版、2006）58頁。
- 7) 中野は「介護契約・障害福祉契約の実務においては、しばしば、その法的位置付けが不明確なままに、家族が重要な役割を果たしている」ことを指摘し、契約上家族に対し何らかの義務を負うと考えるのは困難であり、家族の意向の反映等と、利用契約に基づく義務とは区別して考えるべきと説明する。前掲注1）・中野（2009）19-20頁。また介護契約を例に、家族等の「代理人」の法的位置付けが曖昧であると指摘するものとして、三輪まどか「介護契約と利用当事者—利用契約書から見る契約当事者—」前掲注6）・新井ほか（2006）104頁。
- 8) 介護保険制度についてはあるが、事業者側からの解約は契約期間の有無にかかわらず制限されるとの見解もある。品田充儀「介護保険契約の特徴と法的問題—モデル契約書を参考として」ジュリスト1174号（2000）71頁。
- 9) 継続的契約関係の課題である事情変更に伴う契約内容の改訂が福祉契約においても問題となりうると指摘される。笠井修「福祉契約と契約責任」前掲注6）・新井ほか（2006）31頁。ただし笠井は利用者側のニーズの変化に応じた内容変更を検討対象としている（同29-30頁）。
- 10) 前掲注2）・加藤ほか（2015）274-275頁。
- 11) 原田大樹「福祉契約の行政法学的分析」法政研究69巻4号（2003）788-790頁。中野も指定基準の契約当事者に対する法的拘束力が明らかではないと指摘する。前掲注1）・中野（2009）17頁。
- 12) 岩村正彦「社会福祉サービス利用契約の締結過程をめぐる法的論点」岩村正彦編『福祉サービス契約の法的研究』（信山社、2007年）28頁。岩村はこのような位置づけをふまえたうえで「明文で、私法上の効果を定めるのが適切である」と述べる（同41頁）。倉田は、介護保険法を例に「特に明示の合意がない場合には、厚生省の設定した基準が『黙示の合意』でそのまま契約内容となるように解釈しなければならない」とし、療養担当規則と診療契約の関係、労働基準法13条と対比している。倉田聡「医療・福祉分野におけるサービス供給主体論」社会保障法14号（1999）65-66頁。
- 13) 小西は、指定基準等は契約に「事実上の影響力しか及ぼさない」こと、仮に直接影響を及ぼすとしても規定内容から実効性に疑問があるとしたうえで、応諾義務の実効力は、例外規定の範囲、すなわち「どのような正当事由をどの程度認めるか

- による」と述べる。小西知世「契約による福祉と事業者の応諾義務－医師の応招義務を類比して」前掲注6)・新井ほか(2006)5頁。
- 14) 指定基準に係る解釈通知(平成19年1月26日障発第0126001号)は、正当な理由として、①利用定員を超える場合、②入院治療の必要がある場合、③障害の種類を定めている場合「その他利用者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難な場合」を挙げる。当該通知及び『障害者総合支援法 事業者ハンドブック 指定基準編 2014年版－人員・設備・運営基準とその解釈』(中央法規出版、2014)231-232頁を参照。
- 15) 杉本は障害者福祉サービスにおける施設側からの契約解除の背景に「専門性の限界」と「財源、人員、体制の限界」を内容とする「支援の限界」があることを指摘する。杉本直子「施設サービスにおけるギブアップと強制退所」第5回日本社会福祉学会フォーラム報告(2010)2頁。日本社会福祉学会HP http://www.jssw.jp/event/forum_past.html (2015年7月8日アクセス)
- 16) 例えば長沼は、介護事故の検討を行う中で、人員配置のコストによって注意義務は軽減されないとする事例もあれば、コスト等を勘案すべきとした事例もあるため、法的評価にどの程度反映させるかは、見解が分かると指摘する。長沼建一郎『介護事故の法政策と保険政策』(法律文化社、2011)59-60頁。
- 17) 笠井は、長期にわたるサービス提供には契約改訂が伴うことを前提に、契約解消に対する規制とともに、次のサービス提供者が決まるまでの従前のサービス確保など「より適切な形での継続」が求められるとし、「紛争を抱えたまま施設にとどまる必然性はやや小さく」なっているが、その中で継続性をはかる必要があるとする。前掲注9)・笠井(2006)31頁。

【参考文献】

注に引用したもの

(つねもり・ゆうすけ 武蔵大学非常勤講師)